



洲本市男女共同参画プラン 概要版

～男女が共に輝くために～

洲本市



計画策定の趣旨



平成 11 年に制定された男女共同参画社会基本法には、人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、21 世紀の我が国の最重要課題と位置づけられており、少子高齢化社会、経済活動の停滞化など社会情勢の急速な変化に対応する上で緊急の課題とされました。

本市においても男女共同参画社会の実現を目指し、平成 15 年に「洲本市男女共同参画プラン」（計画期間 24 年度まで）を策定し、さらに平成 25 年度に「第 2 次洲本市男女共同参画プラン」（計画期間 25 ～ 29 年度）を策定しました。

女性も男性もお互いに尊重し、認め合いながら、ジェンダーにとらわれることなく自立した個人として多様な生き方を選択できる社会の実現を目指し、様々な取組みを進めてきた結果、成果は現れつつあります。しかし、性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく社会風潮は、依然として根強く、就業の場、育児や介護の場、方針決定の場など様々な分野で解決しなければならない多くの問題が残されています。また、少子高齢化による人口減少などの社会情勢の変化、多発する自然災害への対策、さらには市民の生活様式や意識・価値観の多様化に対応しながら、さらなる取組みを展開していくことが必要です。

特に、平成 27 年 9 月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）が施行されるなど、社会全体で女性活躍の推進に向けた動きが拡大しており、男女共同参画社会の実現には、女性の活躍を一層推進していくことが不可欠です。

こうした中、このたび「洲本市男女共同参画プラン」を見直し、このプランに基づき、本市における男女共同参画社会の実現に向け、市民のみなさんと一緒になって取り組みます。



計画の期間



この計画の期間は平成 30（2018）年度から平成 34（2022）年度までの 5 年間とします。ただし、目標年度の期間中においても、国内外の動向や社会経済情勢の変化、本市を取り巻く状況の推移等に対応した施策を適切に推進するため、必要に応じて見直しを行うものとします。



計画の性格



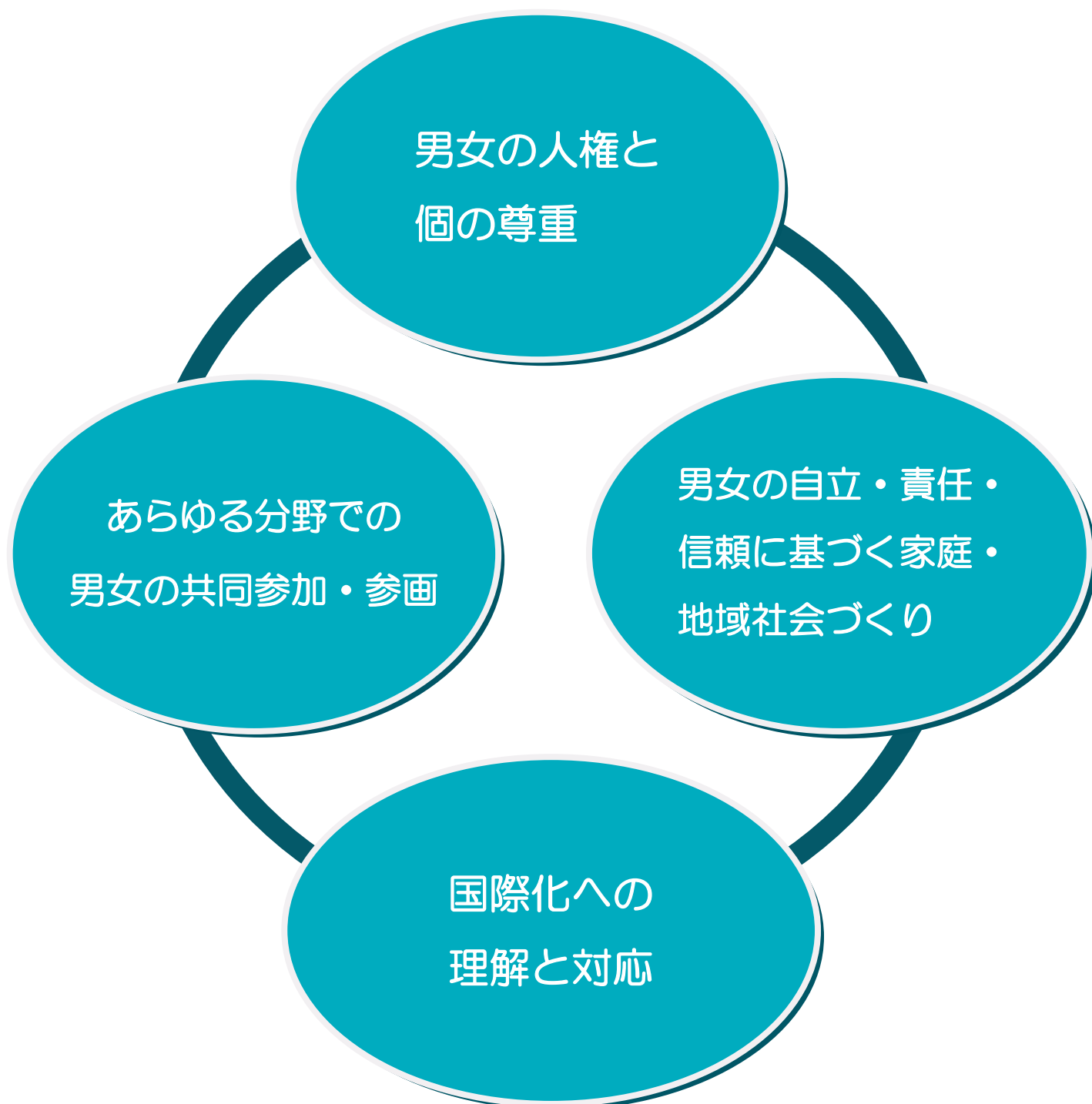
本計画は本市のまちづくりの基本的な考え方と方向性を示す「洲本市総合基本計画」に基づく分野別計画に位置づけられ、男女共同参画社会の分野における具体的な計画として示すものです。

本計画は「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項に規定される「市町村男女共同参画計画」にあたり、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第 6 条第 2 項の規定される「市町村推進計画」として位置づけます。

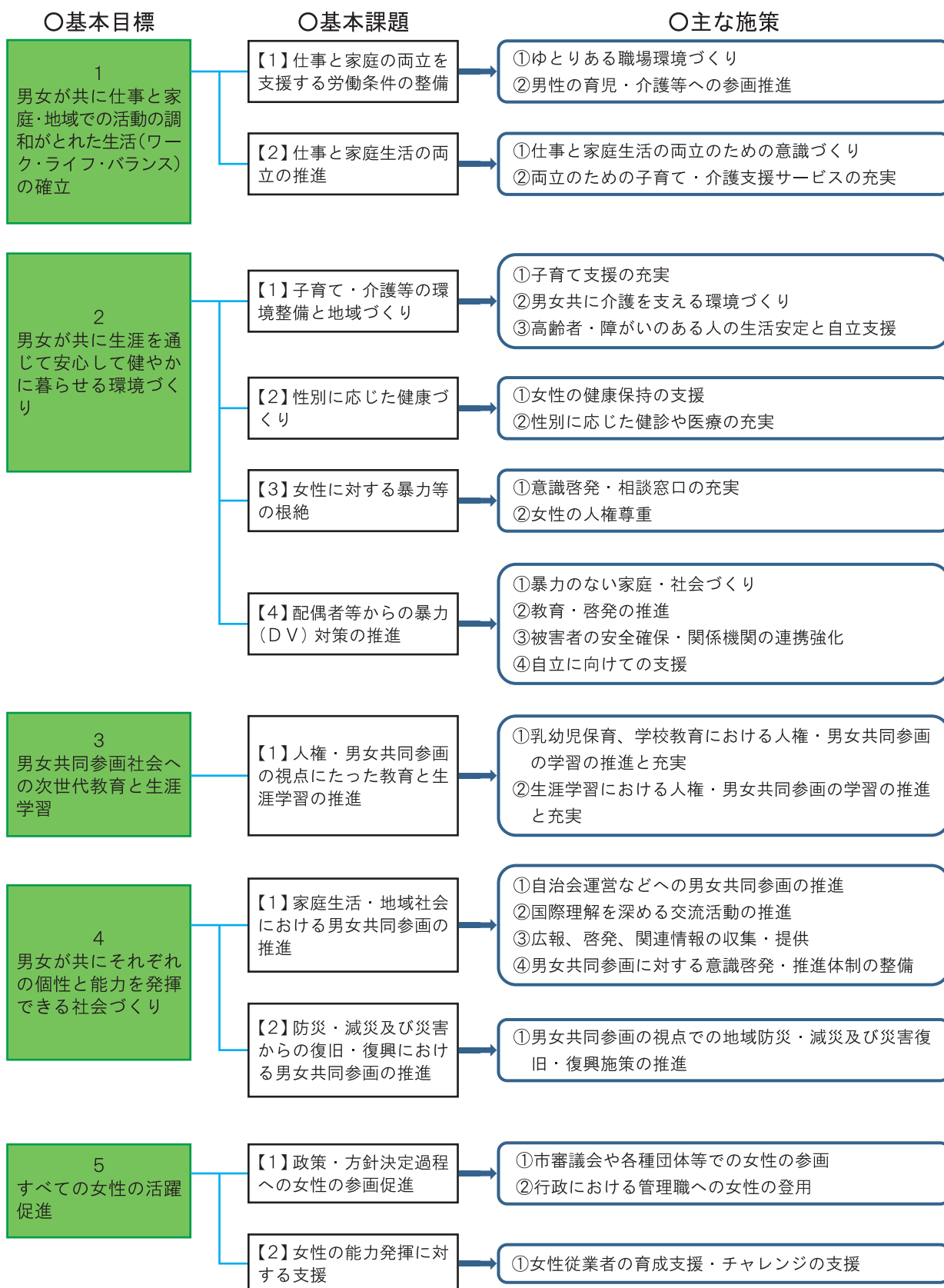
プランの基本理念



女性も男性もお互いを尊重し認め合いながら、ジェンダーにとらわれることなく、自分らしく生き生きと暮らすことのできる「男女共同参画社会」の実現をめざし、以下の4つの基本理念を定めます。



計画の基本体系



5つの基本目標



1 男女が共に仕事と家庭・地域での活動の調和がとれた生活（ワーク・ライフ・バランス）の確立

ワーク・ライフ・バランスの実現は女性の活躍を推進するうえで重要であると共に、男性にとっても重要です。長時間労働削減は男性の心身の健康を保持することができ、空いた時間を利用し、家事や育児、介護、地域活動への参画による新たな価値観を得ることができます。ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、男性も女性も共に責任を分かち合いながら仕事と家庭・地域の場で活躍できる生活しやすい社会の実現を目指します。



2 男女が共に生涯を通じて安心して健やかに暮らせる環境づくり

誰もが生涯を通じて健やかに過ごせるよう、人生の各段階に応じた適切な健康の保持増進に努める必要があり、特に女性は妊娠・出産をはじめとした女性特有の身体上の問題に直面します。妊娠・出産期における一貫した母子保健サービスの確立、及び女性特有の検診の受診率向上を図るなど女性の健康づくりが必要です。

また、配偶者からの暴力（DV）、児童、高齢者虐待など暴力は重大な人権被害であり、被害者の救済とともにあらゆる暴力を根絶するための基盤づくりが課題です。

さらに、高齢者、障害の有無、国籍、性別の問題等に関わりなく誰もが安心して生活し、元気に活動できる社会づくりの推進が必要です。



3 男女共同参画社会への次世代教育と生涯学習

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、それぞれの個性と能力を発揮しながらいきいきと生活できる社会を構築する必要があります。

そのためには、子どものころからの男女共同参画への理解や人権尊重に向けた、家庭や学校での教育の推進等に取り組まなければなりません。

また、大人においても、多様性のある男女共同参画社会の実現のために、性差に基づいた偏見をなくすことが重要であり、生涯にわたっての学習の推進と更なる充実が必要です。

大人も子どもも、一人ひとりがこの問題を自分自身の問題としてとらえ、社会全体で取り組んでいくことが求められています。



4 男女が共にそれぞれの個性と能力を発揮できる社会づくり

地域社会は豊かで充実した生活を送るための共通の基盤であり、男女がともに協力し合い安心して暮らせる地域づくりを進めていくことが重要であることから、地域で暮らすさまざまな立場の人が地域活動に参加・参画できるよう、また、社会の最少単位である家庭においても、固定的な性別役割分担にとらわれず、一人ひとりの個性を尊重し、能力を発揮できるよう、意識啓発や情報提供を行う必要があります。

さらに、予想される大規模災害に対応するため、防災・減災対策に加え、災害時に脆弱な立場となりうる女性等の視点に立った防災のまちづくり、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興を推進することが重要です。



5 すべての女性の活躍促進

男女の性別にかかわらず、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合いながら個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会を実現するためには、政策や方針決定過程をはじめ様々な場面で女性の考えや意見が十分反映されなければなりません。男女に平等でない制度・慣行の見直しと社会全体の意識改革の取り組みを課題としながら、あらゆる場面における女性の参画の拡大を図ることが必要です。

また、働く場面において、女性が育児・介護等と両立しながら活躍するために「女性活躍推進法」の趣旨を踏まえ、結婚、出産しても継続就業できる、あるいは一度離職しても再就職するなど十分に能力を発揮できるよう女性のための育成支援、相談支援の充実に取り組む必要があります。



計画の推進体制



1 庁内推進体制の充実

庁内の連絡的な組織である「洲本市男女共同参画推進委員会幹事会」を設置し、職員すべてが男女共同参画の意義を理解し、業務の遂行に活かされるよう職員の意識づくりを強化しながら、庁内推進体制の充実を図ります。

また、幹事会による協議や職員研修などを実施し、プラン実現に向けて取り組んでいきます。

2 市民・企業・市民団体・NPOとの連携

男女共同参画社会の実現に向けて、市民、企業、市民団体、NPOなどと行政の連携や団体間の連携を促進し、市民的な広がりを推進します。

また、学識経験者や団体、企業、市民などからなる「洲本市男女共同参画推進委員会」を中心に、基本的かつ総合的な観点からプランの推進について評価・協議を行っていきます。

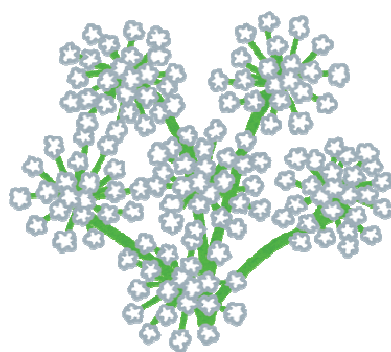
3 国・県への協力要請及び他市町との連携

男女共同参画の推進についての課題は広範多岐にわたるため、プラン実現のためには、国・県との連携・協力が不可欠です。国・県と相互に連携を図り、必要時には協力を要請します。

また、近隣市町等関係機関とも連絡調整及び情報交換等を図り、連携に努めます。

4 男女共同参画に関わる活動推進拠点の充実

市民と共にプランを推進する活動拠点の充実に努め、活動及び情報の収集・情報の発信の拠点づくりを進めます。





発 行 洲 本 市
兵庫県洲本市本町三丁目 4 番 10 号
TEL 0799-22-3321 (代)
発行日 平成 30 年 3 月